

## 第8回山陽小野田市都市計画審議会議事録(要約版)

○開催日時 平成23年1月30日(月)午前10時~11時30分

○開催場所 山陽小野田市役所 大会議室

○出席者 1号委員 中西 弘、西村重基、田中剛男、原田頼邦

2号委員 江本郁夫、河崎平男、平原廉清、松尾数則

3号委員 坂元久夫、高無 正、石部智子

○欠席者 1号委員：内海隆行、川空忠男、2号委員：大空軍治

○事務局 白井市長

平田産業建設部長、

都市計画課 佐村課長、高橋技監、和氣課長補佐、井上係長、熊川主任技師

○傍聴人 報道関係1名、一般1名

○会議次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員及び事務局員紹介
- 5 山陽小野田市の都市計画の概要について
- 6 会長選出
- 7 議事

### ◇ 山口県決定案件

- ・議案第1号 山陽都市計画道路の変更について(諮問)
- ・議案第2号 小野田都市計画風致地区の変更について(諮問)
- ・議案第3号 小野田都市計画臨港地区の変更について(諮問)
- ・議案第4号 小野田都市計画道路及び山陽都市計画道路の変更について(諮問)
- ・議案第5号 小野田都市計画公園及び山陽都市計画公園の変更について(諮問)
- ・議案第6号 小野田都市計画緑地の変更について(諮問)
- ・議案第7号 小野田都市計画墓園の変更について(諮問)

### ◇ 山陽小野田市決定案件

- ・議案第8号 小野田都市計画用途地域及び山陽都市計画用途地域の変更について(諮問)
- ・議案第9号 小野田都市計画準防火地域の変更並びに

山陽都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(諮問)

- ・議案第10号 山陽都市計画特別用途地区の変更について(諮問)
- ・議案第11号 小野田都市計画風致地区の変更について(諮問)
- ・議案第12号 小野田都市計画道路及び山陽都市計画道路の変更について(諮問)
- ・議案第13号 小野田都市計画駐車場の変更について(諮問)
- ・議案第14号 小野田都市計画公園及び山陽都市計画公園の変更について(諮問)
- ・議案第15号 小野田都市計画緑地の変更について(諮問)
- ・議案第16号 小野田都市計画下水道及び山陽都市計画下水道の変更について(諮問)
- ・議案第17号 小野田都市計画汚物処理場の変更について(諮問)
- ・議案第18号 小野田都市計画ごみ焼却場及び山陽都市計画ごみ焼却場の変更について(諮問)
- ・議案第19号 小野田都市計画市場の変更について(諮問)

- ・議案第20号 山陽都市計画火葬場の変更について（諮問）
- ・議案第21号 小野田都市計画土地区画整理事業及び山陽都市計画土地区画整理事業の変更について（諮問）
- ・議案第22号 小野田都市計画地区計画の変更について（諮問）

## 8 報告事項

- ・平成23年度の都市計画決定及び変更スケジュールについて

## 9 その他

## 10 閉会

### ○会議内容

#### 1 開会

#### 2 委嘱状交付

#### 3 市長あいさつ

#### 4 委員及び事務局員紹介

#### 5 山陽小野田市の都市計画の概要について

- ・資料－2と追加資料－1を事務局から説明。

- ・質疑応答 なし

#### 6 会長選出

#### 7 議事

### ○ 山口県決定案件の議案第1号～第7号を事務局から一括説明。

- ・質疑応答 なし

- ・採決の結果、全会一致で、議案第1号～第7号は原案どおり承認された。

### ○市決定案件の議案第8号～第22号を事務局から一括説明。

#### ・質疑応答(要旨)

(委員) 防火地域と準防火地域が指定されている具体的な区域を説明願いたい。

(事務局) 防火地域は、厚狭駅の南側の商業地域の一部に指定している。準防火地域は、市内全域の商業地域のうちで防火地域の指定をした区域以外の区域と、近隣商業地域のうちできらら交流館周辺でしている近隣商業地域以外の区域を指定している。都市計画総括図では、赤い部分が商業地域、ピンクの部分が近隣商業地域となる。旧小野田市には防火地域はない。

(委員) 議案第14号の公園の変更について、児童公園という名称が廃止された経緯について伺いたい。また、防火地域について、なぜ山陽都市計画区域にあって小野田都市計画区域にないのか説明願いたい。

(事務局) 児童公園の名称の廃止は國の方針によるもので、児童以外の公園利用者の増に伴うものではないか。それから、防火地域の指定は、厚狭駅南部土地区画整理事業区域内の高度利用を図るために指定したものである。

(委員) 小野田都市計画と山陽都市計画では、規制の違いがあったと記憶しているが、都市計画区域の統合に伴いどうなるのか？

(事務局) 都市計画で定められた用途地域の種類毎の規制内容については、違いはないし変わらない。都市計画法上の開発の制限については、山陽都市計画区域の方

は3,000m<sup>2</sup>以上で、小野田都市計画区域は1,000m<sup>2</sup>以上で開発許可が必要であり、これは県条例で定められているものなので今回はそのままである。

(委 員) 特別工業地区とはどういうものなのか?

(事務局) 厚狭駅南部地区土地区画整理事業区域内の準工業地域に指定している。

準工業地域は比較的規制が緩いので、区画整理事業の計画にあたり、新幹線駅前に相応しい市街地を形成したいということから、特別工業地区を指定することで、騒音や振動等市条例で定める項目について用途地域の規制より厳しい規制を上乗せすることにより、良好な環境を作ろうと指定したものである。

(委 員) 議案第17号や議案第20号の説明の時に、都市計画決定している施設としていない施設があるということだったが、どういうことなのか。

(事務局) 山陽浄化センターと小野田斎場は、どちらも、都市計画決定しなくても良かった昭和44年以前に建てたれた建築物で、現在は既存不適格建物として扱われ、都市計画決定なしに同じ位置に新築することはできないし、増築も既存の20%までしか認められないという制限がある。

・採決の結果、全会一致で、議案第8号～第22号は原案どおり承認された。

#### 8 報告事項

- ・平成23年度の都市計画決定及び変更スケジュールについて、資料一8を事務局から説明。
- ・質疑応答 なし

#### 9 その他

- ・なし

#### 10 閉会